

【重要な会計方針】

(1)有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価としております。

また開始後については、原則として取得原価とし、再調達原価では行わないこととしております。

(2)有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 24年～50年

物品 4年～10年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、当組合における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）

③ リース資産……………定額法

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(3)引当金の計上基準及び算定方法

・賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しております。

・退職手当引当金

「埼玉縣市町村総合事務組合への加入時以降の負担金累計額」から、「既に職員に対し退職手当として支給された額の総額」を控除した額に、「埼玉縣市町村総合事務組合における積立金額の運用益のうち久喜宮代衛生組合へ按分される額」を加算した額を計上しています。

(4)リース取引の処理方法

リース料総額が300万円を超える所有権移転ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っております（少額リース資産及び短期のリース取引には簡便的な取扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っております）。

(5)資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3ヶ月以内の短期投資等）を資金の範囲としております。

このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含んでおります。

(6)その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

税込方式によっております。

② 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

③ 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、原則として、法人税法基本通達第 7 章第 8 節によります。

ただし、同通達においては、資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでない金額がある場合において、その金額が 60 万円に満たない場合は修繕費とすることとされていますが、金額が 100 万円未満であるときは、原則、修繕費として処理しています。

【追加情報】

(1)対象範囲（対象とする会計）

一般会計

(2)一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

差異はありません。

(3)出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨（根拠条文を含みます。）及び出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨

財務書類の作成基準日は会計年度末（3月31日）ですが、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としております。

（地方自治法 第 235 条の 5「普通地方公共団体の出納は、翌年度の 5 月 31 日をもって閉鎖する。」）

(4)地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

一部事務組合であるため、健全化判断比率は算定していません。

(5)将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）

組合等が起こした地方債の償還に係る負担見込額 1,308,615 千円

(6)地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務.金額

79,727 千円